

神奈川労働局 発表
平成27年8月27日

神奈川労働局 労働基準部
健康課長 村上 朋子
主任専門官 富田 賢二
電話 045(211)7353
FAX 045(211)0048

第66回「全国労働衛生週間」実施

☆本週間・・・・・・・・・・ 10月1日(木)～7日(水)

☆準備期間・・・・・・・・・・ 9月1日(火)～30日(水)

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第66回を迎えます。神奈川労働局(局長 若生 正之)では、特に同週間に際し、各労働基準監督署とともに、事業者と労働者が一体となって取組む労働衛生活動を指導援助します。

1 趣旨

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

今年度は、

『職場発! 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場』
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開します。

2 神奈川の労働衛生の現状

平成26年度の精神障害の労災支給決定件数は、33件(前年度比10%増)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数は20件(前年度比25%増)と、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっています。

平成26年の業務上疾病の被災者は、557件と減少傾向にありますが、そのうち腰痛が430件(77%)を占めております。

業務上疾病による死亡災害は、5件発生し、化学物質による中毒2件を含んでおります。

3 神奈川労働局・労働基準監督署の主な実施事項

- 事業者団体等による推進大会の支援及び大会の実施

- * 全国労働衛生週間地区推進大会 …資料1

神奈川県下12の各労働基準監督署管内において開催
(毎年約4000名の参加)

- 改正労働安全衛生法の周知等を重点的に実施

- * ストレスチェック制度の創設(本年12月1日施行) …資料2

- * 職場の受動喫煙防止対策の努力義務化(本年6月1日施行) …資料3

平成27年度全国労働衛生週間 各地区推進大会の開催予定

管轄監督署	会 場	講演演目等 (労働衛生週間実施内容の説明他)	問合せ先 (略称)
開催日	住 所		
横浜南	横浜市民文化会館 関内ホール	「～毎日の“歩き”を健康づくりに変える！ 働く人のウォーキングの極意～」 「(仮題)ストレスチェック制度について」	横浜南監督署 045(211)7375
9月1日(火)	横浜市中区本町1-6		
鶴見	鶴見公会堂	「おいしく食べて生活習慣病予防」	神奈川県労働安全衛生協 鶴見支部 045(503)0017
9月8日(火)	横浜市鶴見区豊岡町2-1 フーガ1号棟6階		
川崎南	川崎市立労働会館	「落語： 健康のためには笑いを」	神奈川県労働安全衛生協 川崎南支部 044(221)9082
9月4日(金)	川崎市川崎区富士見2-5-2		
川崎北	川崎市高津市民館 12階大ホール	「メンタルヘルスと職場の安全衛生」	神奈川県労働安全衛生協 川崎北支部 044(850)8621
9月3日(木)	川崎市高津区溝口1-4-1ノ クティ2		
横須賀	横須賀市立勤労福祉会館(ヴェ ルルクよこすか)6階ホール	「勤労世代の疲労回復・能率アップ 休養・ 睡眠と生活習慣病予防」	神奈川県労働安全衛生協 横須賀支部 046(845)9522
9月4日(金)	横須賀市日の出町1-5		
横浜北	横浜市西公会堂	『心を鍛える～震災を乗り越える日本人とし ての生き方～』	神奈川県労働安全衛生協 横浜北支部 045(474)1821
9月4日(金)	横浜市西区岡野1-6-41		
平塚	平塚市中央公民館 大ホール	「めざせ！3033運動で健康寿命日本一！！」 「世代と地域をつなぐ総合型スポーツクラブ の役割」	神奈川県労働安全衛生協 平塚支部 0463(74) 6401
9月4日(金)	平塚市追分1-20		
藤沢	鎌倉芸術館小ホール	「労働衛生コンサルタントへの道程」 ～労働安全衛生法と共に～ ～つながっている人の縁～	神奈川県労働安全衛生協 藤沢支部 0466(26)1991
9月10日(木)	藤沢市大船6-1-2		
小田原	小田原市民会館 小ホール	「治療と就労の両立支援」	神奈川県労働安全衛生協 小田原支部 0465(24)1753
9月3日(木)	小田原市本町1-5-12		
厚木	海老名市文化会館	「簡単ストレッチ ～体・職場・元気～」 「安全元気を高める4か条」～みんなで作る 快適職場～	神奈川県労働安全衛生協 厚木支部 046(228)6660
9月8日(火)	海老名市上郷476-2		
相模原	相模原市民会館 大ホール	「ストレスチェック制度・運用の実際 - 企業 における取組の実例から」	神奈川県労働安全衛生協 相模原支部 042(751)9396
9月4日(金)	相模原市中央区中央 3-13-15		
横浜西	男女共同参画センター横浜	「職場を元気にするコミュニケーション術」 スポーツ現場に学ぶペップトークとは	神奈川県労働安全衛生協 横浜西支部 045(864)5354
9月4日(金)	横浜市戸塚区上倉田町 435-1		

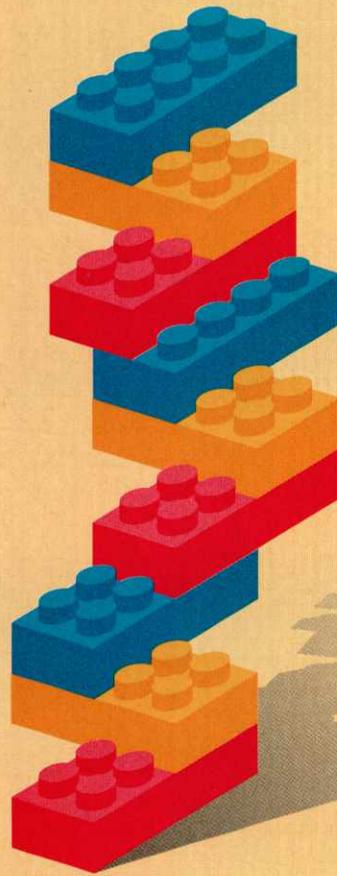
*開催時間、参加資料費などの詳細については、問い合わせ先に直接御連絡下さい。

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務※になります。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

従業員
の
こころの負担が
積み重なる前に。



働く人のメンタルヘルス不調を防いで、
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ☑ ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ☑ ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することは禁止されています。
- ☑ ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行きましょう。
- ☑ 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

こころの耳 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
(平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

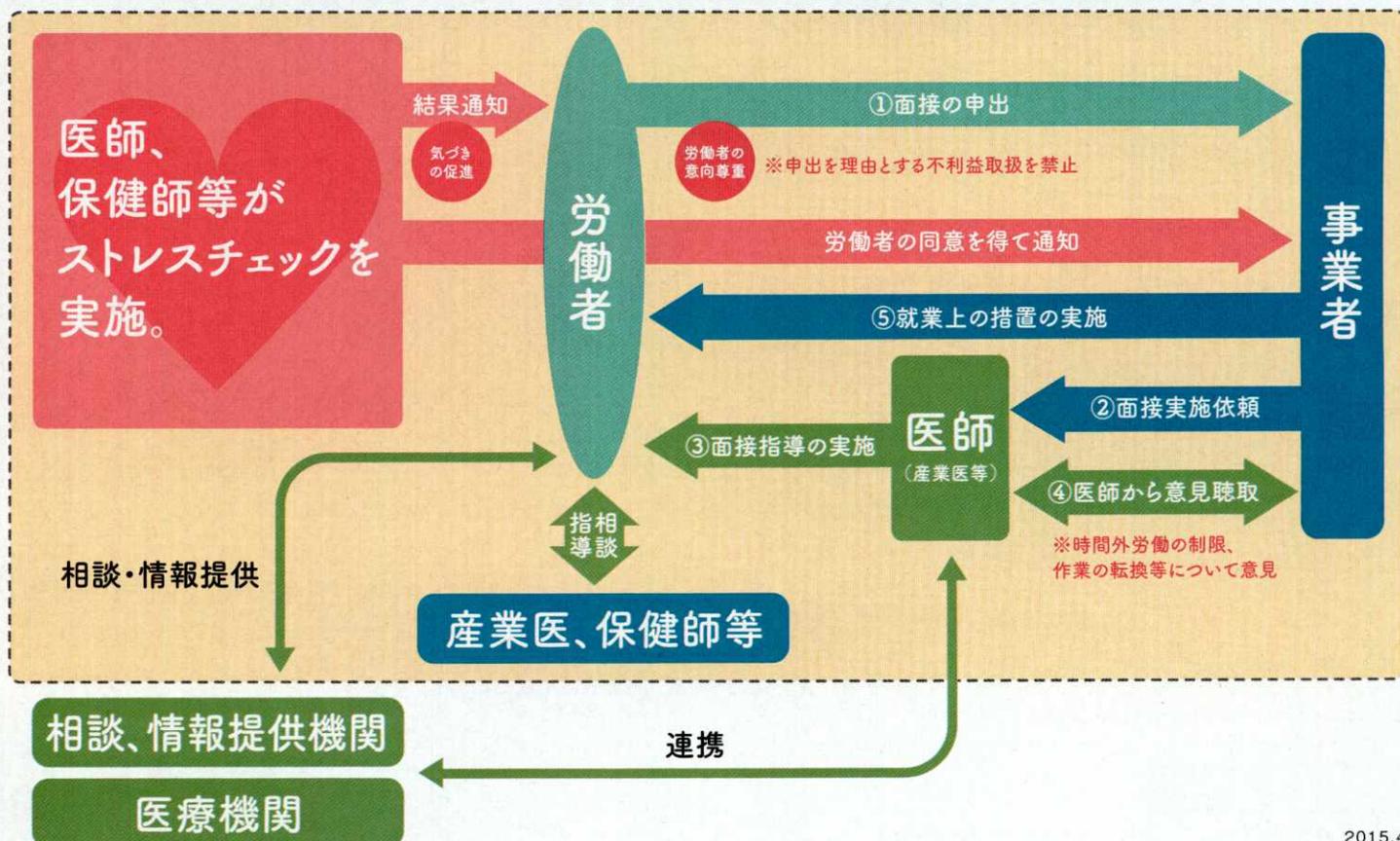
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



労働安全衛生法を改正 平成27年6月1日から 職場の「受動喫煙防止対策」が 事業者の努力義務となりました

▶受動喫煙とは？

室内と室内に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。
今回の改正法によって、**労働者の健康の保持増進のために**、職場の受動喫煙防止対策が必要となりました。

▶法律の対象となる事業者の範囲は？

資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、**すべての事業者が対象**です。

▶具体的に何をすればよいのでしょうか？

事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。
(法第68条の2)

事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。
また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行いましょう。
対策の進め方は裏面に記載していますので、参考にしてください。

▶何か支援は受けられますか？

厚生労働省では、以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

厚生労働省が実施する支援事業

① 屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主：すべての業種の**中小企業**事業主
助成率：1 / 2（上限200万円）
問い合わせ先：事業場のある都道府県労働局の健康安全課（または健康課）

② 受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料） 周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主
問い合わせ先：050-3537-0777（受託者：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会）

③ 空気環境の測定機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）の貸出し（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主
問い合わせ先：050-3642-2669（受託者：株式会社 アマラン）

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

職場 受動喫煙

検索

(裏面へ)



<職場の受動喫煙防止対策の進め方>

(1) 現状把握と分析

- ◆以下の例などを参考にして、事業者と事業場に関する情報を集め、求められる対策やその実施にあたっての課題などを検討しましょう。
- ◆なお、**妊娠している方、呼吸器・循環器疾患のある方および未成年者は**、受動喫煙の影響を受けやすい懸念があるため、**格別の配慮が必要**です。

現状把握で収集する情報の例

- ① 特に配慮すべき労働者の有無
(例：妊娠している方、呼吸器・循環器に疾患のある方、未成年者)
- ② 職場の空気環境の測定結果
- ③ 事業場の施設の状況
(例：事業場は外壁に接しているか、事業場は賃借か、消防法や建築基準法などの他法令による制約)
- ④ 労働者や顧客の受動喫煙防止に対する理解度、意見・要望
- ⑤ 労働者や顧客の喫煙状況

(2) 具体的な対策を決める

- ◆改正法で、事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。
- ◆(1)の分析の結果をふまえて、具体的な対策（**実施可能な対策のうち、最も効果的なもの**）を決定します。
施設設備の「ハード面」と、計画や教育などの「ソフト面」の対策を効果的に組み合わせましょう。

施設設備（ハード面）の対策例

- ・敷地内全面禁煙
- ・屋内全面禁煙（屋外喫煙所）
- ・空間分煙（喫煙室）
- ・十分な換気（飲食店など）

計画や教育など（ソフト面）の対策例

- ・担当部署の決定
 - ・推進計画の策定
 - ・教育・啓発・指導
 - ・周知・掲示
- ※重複して実施すると効果的です

- ◆**対策の決定や計画の策定にあたっては、衛生委員会（安全衛生委員会）で調査・審議**をしましょう。

※衛生委員会がない事業場も、関係労働者の意見を聞くようにしましょう。

(3) 対策を実施する・点検する・見直す

- ◆「事業者および事業場の実情」は時間とともに変化するので、必要に応じて、対策の内容を見直しましょう。
- ◆事業場内に喫煙可能な区域（例：喫煙室）がある場合は、定期的に空気環境の測定を行いましょう。

空気環境の目安

- ① **浮遊粉じん濃度：0.15 mg/m³以下**
※飲食店などで換気を行う場合、70.3×（席数）m³/時間以上の換気量が目安
- ② **一酸化炭素濃度：10 ppm以下**
- ③ **喫煙室内に向かう気流：0.2 m/秒以上**（煙の漏れ防止のために必要な気流）

- ▶対策の実施方法や測定方法の例は、平成27年5月15日付け基安発0515第1号通達に記載されています。
- ▶「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発0509001号）は廃止しました。

第66回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

1 重点事項

- (1) 改正労働安全衛生法に関する事項
 - ① ストレスチェック制度に関する取組への準備
 - ② 一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備
 - ③ 職場における受動喫煙防止対策の推進
- (2) その他の重点事項
 - ① 労働者の心の健康の保持増進ための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ② 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ③ 職場における腰痛予防対策の推進
 - ④ 溶剤、薬品などによる薬傷・やけどなどの防止

- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 労働者の治療と仕事の両立のための支援の促進
- (7) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しんなど）に関する理解と取組の促進

2 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進

3 作業の特性に応じた事項

- (1) 粉じん障害防止対策の徹底
- (2) 熱中症予防対策の徹底
- (3) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (4) 騒音障害防止対策の徹底
- (5) 振動障害防止対策の徹底
- (6) VDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (7) 化学物質中毒対策などの徹底
- (8) 石綿障害予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏症などの防止対策の推進

4 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

主な取組事項・支援体制

産業保健総合支援センター・地域窓口

産業保健総合支援センターでは、産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。また、産業保健総合支援センターの地域窓口では、労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施など、産業保健サービスを提供しています。
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

腰痛予防対策

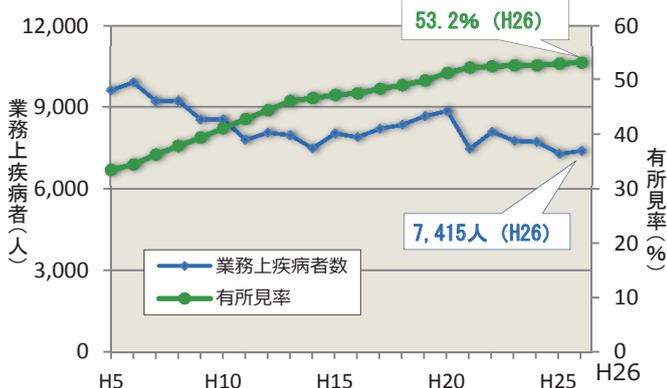
休業4日以上の職業性疾病のうち、約6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、平成25年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

厚生労働省では、腰痛予防対策に取り組む事業者を支援するため、病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした講習会を実施しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html

化学物質管理

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、リスクアセスメントを実施しましょう。また、眼鏡、手袋等、保護具を適切に使用しましょう。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei03.html>

労働衛生の現状：業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/h26.html>

メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施マニュアルや、職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



過重労働対策

過重労働による健康障害防止対策に関する通達などを掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>

<第12次労働災害防止計画>

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）と15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei21/index.html